

令和 7 年 11 月 6 日

第 2 回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後2時開会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより令和7年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして区長より御挨拶を申し上げます。

○区長 今日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。世田谷区の男女共同参画及び多文化共生の施策に御協力をいただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

ちょうど昨日が記念日でした、世田谷区でパートナーシップ宣誓の制度を開始して丸10年になりました。全国を見てみると、この制度のある自治体の下で暮らす住民が、およそ92%まで増えたということで、都道府県をはじめ、各市町村にも大分広がっています。自治体は変わってきている一方、国は変化がないというようなところもございます。

また、この10年のパートナーシップ宣誓を振り返って展示をしたり、宣誓者にインタビューを行った動画を作成するなど、理解、啓発に努めているところでございます。

また、特に今年になってから多文化共生の分野では、まさに外国人問題というのが、あたかも大変な脅威をもたらしているかのような誤解がございます。そしてイメージがイメージを呼んでいくというふうな、インターネットの悪い面もあることから、大変この施策は重要になってきていると思います。世田谷区も3万人の海外から来られている住民の方が、いらっしゃるかもしれませんが、今のところ迫害だとか、いわゆるヘイトクライム的な事件とかいうのは幸い起きていないのですが、それをまだ知らないだけかもしれないので、しっかりとアンテナを張り巡らせていきたいと思っております。

少子高齢化の中で日本に来てくれて、介護の現場、あるいはエンジニアの方とか、様々な職種で、特に世田谷でお住まいの外国人の方には、こういうときだからこそ一層支援を強めていきたいと思っております。

クロッシングせたがやですが、いい場所にありますが、分かりにくいという課題がございます。2階に上がって、ぐるっと回っていかなければいけないところにありまして、より分かりやすいところに移そうということで、太子堂のふれあい広場の奥にございます太子堂まちづくりセンターへ移転を予定しております。太子堂まちづくりセンターが大変混み合っておりますので、こちらはキャロットタワーのほうに移ります。そことトレードする形で、クロッシングせたがやは場所をかなり広くして、国際交流拠点として、また、外国人の住民の皆さん同士の交流や相談、また、外国人、日本人問わず、共に語り、交流

し、物事に取り組むほか、生活支援や知恵を出す、そんな場にしていけたらと思っております。大きな転換点を迎えますので、どうか皆さんのお知恵を拝借したいと思います。

本日の審議会では、(仮称)第三次男女共同参画プランの策定の考え方についての諮問や、ほかにも3件の協議事項、1件の報告事項を予定しております。審議会委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただければ幸いです。今日はよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、会議開催に際しまして3点お知らせがございます。1点目、この審議会は傍聴を認め、公開を行っております。本日も傍聴を御希望の方のお申込みがございました。2点目、審議会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。そのため速記業者が本日も入りまして録音をさせていただきます。また、3点目、内部の記録用として写真の撮影も今日させていただきます。以上の3点につきまして御了承くださいますようお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されておりましたので、本日は全委員15名のうち、ただいま10名御出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

それでは初めに、次第の2、諮問に参ります。当審議会は条例第10条第2項に、区長の諮問に応じ、(1)行動計画に関する事、(2)そのほか男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項を調査、審議すると規定されております。この規定に基づき、本日区長から諮問事項を提示させていただきます。

区長、それでは、よろしく願いいたします。

○区長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

諮 問 第 4 号

令和7年11月6日

世田谷区

男女共同参画・多文化共生推進審議会会長

江原 由美子 様

世田谷区長 保坂 展人

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定にあたっての
考え方について(諮問)

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条
例第9条に基づき、下記の事項を諮問します。

記

- 1 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定にあつ
ての考え方について

(諮問理由)

世田谷区は、平成30年4月1日に、「世田谷区多様性を認め合い男
女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、同条例第9条に
基づく行動計画である「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計
画」(令和4年度～令和8年度)に基づき、男女共同参画社会の実現
に向けた取組みを進めています。

この間、国では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法
律」の施行による多様化、複合化した女性をめぐる課題に対する切れ
目のない包括的な支援の推進、「配偶者暴力防止法」の改正による保

護命令制度の拡充など、新たな支援体制の構築が進められ、男女共同参画社会の実現にも寄与しています。

また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行やパートナーシップの取組みの全国的な広がりなど、性的マイノリティへの理解と支援が少しずつ進んできました。

現在、国では第6次男女共同参画基本計画の策定に向け検討を進めており、基本的な視点及び取り組むべき事項として「意思決定への女性参画の一層の加速」、「困難を抱える女性に対するきめ細かな支援」、「あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保」などを掲げています。

こうした「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」策定以後の社会情勢の変化や各種法の改正などに対応するため、令和9年度からの5か年の計画として、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」を策定することといたしました。

条例が目指している、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることのできる社会の実現にあたり、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定にあたっての考え方について諮問します。

[諮問文を会長に手渡す]

○会長 ただいま区長から諮問をお受けいたしました。今後、審議会の委員の皆様と一緒に議論を重ねていきたいと思っております。

○事務局 区長、会長、どうもありがとうございます。

区長はこの後、御予定がございますので、これにて退室されます。ありがとうございます。

それでは、改めまして本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。机上の資料を御確認いただけますでしょうか。まず、資料1が、1-1と1-2と1-3と3点ございます。「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の検討について、資料1が3点セットございます。それから、資料2、ジェンダー統計の取得・活用に向けた検討についてご

ございます。それから、資料3、これも3点セットでございまして、資料3-1から3-3で、令和8年度「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」の実施についてでございます。続きまして、資料4「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の集計結果（速報値）について、それから、資料5、パートナーシップ宣誓10周年記念事業について、資料6、生理用品の区施設への設置について、資料7、世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画令和6年度取組み状況報告書、資料8、世田谷区第二次多文化共生プラン令和6年度取組み状況報告書、資料が8までございまして、ほかに犯罪被害者支援に関する中学生のパンフレット、性的マイノリティーの関係のパートナーシップ10周年パンフレット「宣誓で紡ぐ幸せのカタチ」、「性の多様性H A N D B O O K」でございます。

なお、今回も、第三次男女共同参画プラン策定の支援業務を担当しております株式会社都市環境計画研究所が後ろのほうで同席をしております。よろしくお願いいたします。

また、パートナーシップ宣誓10周年を記念しまして、このたび動画を制作いたしました。本日は、この審議会の本会の終了後、およそ7分程度でございますが、もしお時間が許せば、大きめなスクリーンで御覧いただけますので、ぜひ記念動画を御覧いただければ幸いです。パートナーシップ宣誓をされた3組のカップルが実際に登場しまして、宣誓したときのお気持ちとか、この間の気持ちの変化ですとか、そういったことを語っていただいている、動画でございます。

それでは、次第の議事に移ります。ここからは会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。本日は、この新しい世田谷区役所での会合ということで、会合としては初めてですね。よろしくお願いいたします。また、本日は区長より諮問もいただきましたので、皆様と一緒に審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、次第の3、議事の協議事項について進めていきたいと思っております。

まず、(1)は「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の検討についてです。このことについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず初めに、資料1-1について御説明させていただきます。

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定について御説明させていただきます

ます。こちらの資料ですが、第1回の審議会と男女共同参画推進部会で大体の内容はお示ししておりますので、内容を駆け足になります。簡単に御説明させていただきます。

まず、1の主旨についてです。区では平成29年3月に、平成29年度から令和8年度の10年間の計画を策定したところです。こちらが世田谷区第二次男女共同参画プランとなります。その後、社会情勢等の変化を踏まえ見直しを行った、世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画、こちらが現行プランになりますが、こちらに基づいて施策の推進に取り組んでいるところになります。後期計画が令和8年度に期間満了を迎えますので、この10年間の社会情勢の推移ですとか、これまでの分析を通じて社会的課題やニーズを的確に捉えた令和9年度からの新たな計画であります、(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プランを策定することを、今、検討しております。

2の新プランの位置づけについてですが、4つ、こちらに法律を列挙しておりまして、それぞれに関する市町村の基本計画といったような位置づけで策定を進める予定です。

また、3の新プランの方向性についてですがけれども、まず(1)で、次期世田谷区基本構想という、世田谷区が一番大きい理念のようなものになりますが、こちらがおおむね20年で更新されるということですか、その下に準じてつくられる次期基本計画、実施計画が令和14年度から開始になるということ踏まえまして、こちらとスタートを合わせる目的で、新プランの計画期間については令和9年度から令和13年度の5年間計画と考えております。今までは10年間でしたが、新しい次期基本計画などとスタートを合わせるという趣旨で、5年間という短い期間になります。

次に(2)、(3)、(4)にありますように、第二次男女共同参画プラン策定以降の10年間の社会情勢の変化ですとか、(3)にありますように、上位計画である国の男女共同参画基本計画、また、東京都の計画などと整合性も図っていきたいと考えております。(4)にありますように、世田谷区として実施した区民意識・実態調査ですとか、今回、令和7年度に入って調査を実施しました区内企業の意識・実態調査などの調査も踏まえながら検討していきたいと考えております。

最後に、(5)についてですが、今回の第三次男女共同参画プランで新たにジェンダー統計を取り入れて、施策を検討していきたいと考えております。こちらについては後ほど体系案のところでもお示しさせていただきたいと思っております。

裏面の2ページ目に進ませさせていただきます。4の検討体制ですが、まず、(1)がこちらの審議会ということで、新プラン策定に当たっての考え方について区長から審議会に諮問

して、審議会から考え方の答申を受けるということで、先ほど諮問させていただきましたのがこちらに当たります。

続いて、(2)の庁内の検討体制については、4つの会議体を回していきたいと考えております。まず、①で男女共同参画推進会議ということで、こちらは部長級の会議となります。続いて、②に世田谷区男女共同参画推進会議の幹事会ということで、こちらは推進会議の下にひもづく課長級の会議となります。その後、③で庁内検討会。こちらも課長級の会議で、④で作業部会ということで、こちらは係長級の会議体となっております。下の図のところにありますように、左側が審議会と、あと各部会になりますが、右側の庁内の検討体制について、上の濃い矢印のところが男女共同参画推進会議と幹事会で、こちらは男女共同参画施策の総合的推進に関して検討ということで、庁内で全体的なところを考えていく組織体になりまして、下のほうの緑色にあります庁内検討会と作業部会が、実際に具体的な施策ですとか事業を検討する場になります。プランでは主に、この庁内検討会と作業部会で具体的な意見をもらっていくものと考えております。

5の策定スケジュールにつきましては、令和7年の、まず11月、先ほど諮問をさせていただきました、ここからまたさらにプランの検討を進ませていただき、令和8年4月に区民生活常任委員会に計画の骨子を報告いたします。また、9月に、今度は計画の素案を出させていただいて、その後、9月から10月にパブリックコメントですとかシンポジウムなどを行いまして、区民の方の意見を聴取していきたいと考えております。その後、11月に、今度はこちらの審議会から答申という形で御意見をいただきまして、令和9年2月に、今度は区民生活常任委員会のほうで計画案を報告いたしまして、令和9年3月に策定というような、ざっくりとしたスケジュールですが考えております。

続きまして、3ページには参考で作業部会。庁内の係長級の会議ですが、今のところAからFまでグループ分けをさせていただきまして、各テーマに応じた検討をしているところです。この前、10月に第1回を開催いたしまして、また、来年1月に第2回を開催する予定となっております。

それでは、資料1-1につきましては、駆け足になりましたが以上となります。

続いて、新しいプランの体系案について御説明させていただきたいと思っておりますので、資料1-2と1-3をご覧ください。1-2が体系案で、1-3がこれまで男女共同参画推進部会で検討した際にいただいた御意見をまとめたものになります。

まず、資料1-2についてですが、こちらの表の見方としては、一番左側に「第2次男

女共同参画プラン後期計画」ということで、現行のプランの体系がございます。真ん中のほうは新しいプランの第3回までの男女共同参画推進部会の御意見を反映したものになります。一番右側が今回新たにお示しするプランの体系案となります。多文化共生推進部会の皆様は初見になるかと思しますので、一番左側と一番右側を比べたような形で説明をしていきたいと思ひます。

では、まず、一番右側の新しいプランの体系について御説明させていただきます。一番上のほうから、まず、「推進の方向性」というところで薄いオレンジ色の部分があるかと思ひますが、今回新しいプランで位置づけていきたいと考えております。こちらは各基本目標に共通する全体的な方向性を定めたもので、ジェンダー平等を推進していくためにジェンダー統計を収集、活用するとともに、あらゆる分野においてジェンダーの視点ということで、男性、女性、性的マイノリティーの方々などの視点や御意見を取り入れて施策を展開していくということで、これを世田谷版ジェンダー主流化という呼び方をして進めていきたいと考えております。こちらは新プランで新たに位置づけるものになります。

続きまして、基本目標Ⅰについてです。新しいプランでは基本目標Ⅰを「男女共同参画の総合的推進による自分らしい生き方の実現に向けた推進」というタイトルにしております。新しいプランの1、男女共同参画の意識醸成についてですが、こちらは「様々な主体への意識啓発」という項目で考えております。①、②、③にありますように、区民の方ですとか子ども、若者、保護者、教職員といった若年層への啓発ですとか、あとは事業者への啓発などといった主体別の施策を位置づける予定になっております。新プランの1については、一番左側にあります現在の後期計画の1、固定的な性別役割分担意識の解消、これを名称と中身を変えまして新プランの1に位置づけているような形です。

続きまして、新プランの2です。「性別にとらわれないライフデザイン実現の推進」ということで、こちらについては個人の選択を尊重するための支援ということで位置づけていきたいと考えております。今回、新たにこのライフデザインというテーマで項目出しをさせていただきましたが、こちらは、資料1-3の1枚目の下のほうに「ライフデザインに関すること」といった項目があるかと思ひますが、委員の皆様からいただいた御意見として、誰もが尊厳を持って生きることができるようなライフデザインの多様性をキーワードにしてはどうかという御意見をいただいております。また、▼の2つ目です。ライフデザインについてのリテラシーや教育が必要であるだろうとか、若いうちから自分の今後の人生を見据えて生涯設計するような教育が必要ではないかといった御意見をいただいております。

りましたので、今回、新しいプランの2にこういった項目を追加させていただいております。

2、性別にとらわれないライフデザイン実現の推進というのは、一番左側にあります現行のプランの4「ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」、もともとこの形でしたが、これからはワーク・ライフ・バランスに限らず、自分の人生全体を見て、ライフデザインということが重要ではないかということで、ワーク・ライフ・バランスという言い方ではなくて、ライフデザインという言い方に今回変えております。

次に新しいプランの3。グレーになってますが、こちらはもともと「家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援」というものを位置づけておりました。一番左の現行のプランで言うと、5の「男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実」を据えていましたが、こちらの家事、育児、介護のケア労働などの負担も、社会の中だったり行政の支援等により負担を軽減することで、自分が望むやりたいことですかキャリアの実現など、自己実現につながっていくであろうと考えまして、3については、2の「性別にとらわれないライフデザインの実現の推進」に赤字でありますように、①の「家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援」に含めることといたしました。これら全部を含めて、男性、女性にかかわらず個人の選択を尊重していけるような支援に、2はしていきたいと考えております。

続いて、新プランの3です。青色の3ですが、「女性の活躍推進と就労に向けた支援」を新たに位置づけております。こちらの新プランの3は、もともと一番左にある現行プランの2「女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進」でしたが、こちらに就労という部分も加えまして、今回、女性活躍と就労を合体させた項目としております。

新しいプランの3の下に5で、またグレーで「女性のキャリア形成と多様な生き方の支援」がありますが、こちらは前のプランで言うと、3の「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」でしたが、こちらも新しい3「女性の活躍推進と就労に向けた支援」に合体するような形で、今回、赤字の②にありますように「女性の就労支援」ということで、この中に内包するような形としております。女性の活躍推進ですとか就労の問題というのは、社会における女性のジェンダーギャップの問題であると考えまして、3はジェンダーギャップ解消に向けた施策ということで位置づけております。

続きまして、新しいプランの体系の少し左下に赤い吹き出しがあるかと思いますが、こちらは「男性に特化した項目を検討中」と記載がありまして、施策については今、検討中

ですが、3に女性のジェンダーギャップ解消という項目がありますので、それに対比するように、男性のジェンダーギャップの解消に向けた施策も新たに位置づけていきたいと考えています。こちらの中身については、また推進部会でも御意見をいただきたいと思っております。

続いて、4の「男女共同参画センター『らぷらす』の機能の充実」ですが、こちらはもともと、この後、ずっと下に出てくるんですけれども、推進体制という、庁内の推進する体制を定めた項目があるのですが、もともとらぷらすは、そちらのほうに位置づけていたのですが、今回、基本目標Ⅰのほうに持ってきてはどうかと考えております。

基本目標Ⅰについては以上となります。

続きまして、基本目標Ⅱについてです。こちらはタイトルを「あらゆる人の人権や尊厳が守られる支援の実施」という形とさせていただいております。内容といたしましては、一番左にある現行のプランと大きくは変えていないのですが、新たな項目として新プランの7「困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援」ということで、令和6年に困難な問題を抱える女性への支援法が新たに施行されましたので、これを受けて、こちらの課題のほうにも追加していきたいと考えております。

基本目標Ⅱについては、大きくは以上の点になります。

続きまして、基本目標Ⅲについてですが、こちらはタイトルが「お互いの多様性や違いを理解し、尊重し合える社会の構築」で、大きくは性差に応じた心と体についてですとか、性的マイノリティーの方々への支援などを基本目標Ⅲに定めているところです。

9につきましては「多様な性や性差・年代によるこころとからだへの理解促進」で、性的マイノリティーの方々に対する理解促進や、リプロなどの性教育の普及などの意識啓発系が9に含まれている形となっております。

続いて、10の「性差に応じたこころと身体健康支援」につきましては、施策の内容が結構、検診とか健康づくり系の施策に偏っていたこともありまして、男女共同参画プランに位置づける意義などを整理して、ジェンダーに起因するような健康支援の中身に変えていこうと思っておりますので、今、施策については調整中という書き方にさせていただいております。

11では性的マイノリティーの方々への直接的な支援などを、こちらに位置づけていきたいと思っております。一番左の現行のプランの体系で、11に「ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり」が今のプランでは位置づけられていたのですが、新しいプランで

は、こちらはカットするような形で考えております。カットする趣旨といたしましては、男女共同参画により特化したというか、色の濃いテーマを体系のほうには位置づけていきたいと考えておまして、ひとり親家庭の支援については子ども・若者総合計画のほうにも位置づけられている部分ということもありまして、今回の男女プランからは一旦外して、よりテーマ性の濃いものを今回の新しいプランには位置づけていきたいと考えております。

では、最後に推進体制です。緑色のところについてです。まず、方策1の「ジェンダー平等推進のための整備・強化」が今回新たに位置づけるものになります。中身といたしましては、あらゆる分野におけるジェンダー主流化ですとか、EBPMに基づくジェンダー統計の活用と政策立案、また、庁内推進体制の強化と審議会等の女性登用率の向上などを位置づけていきたいと思っております。④の「審議会等の女性登用率の向上」については、もともと基本目標Ⅰの女性活躍推進の部分に位置づけられていたのですが、審議会が、庁内で運営している審議会とか会議体が対象になっておりますので、こちらは庁内の推進体制に持ってきたほうがいいのではないかとということで、こちらに位置づけております。

続いて、方策2の「区職員の男女共同参画推進」につきましては、④と⑤を追加した形になるのですが、こちらは、もともとそれぞれの基本目標ⅠからⅢの中に入っていたのですが、やはり区職員という部分があるので、方策2のこちらのほうに集約した形となっております。

最後に、方策3の「様々な視点や連携による施策の充実」で、こちらは中身としては、①のところで審議会でのフォローアップですとか、国や都、他自治体との連携強化、③で「男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力」というところで、大きく中身は変えていないのですが、少しタイトルを変えるような形での変更を加えております。

体系案の資料1-2については以上となります。

資料1-3もなるべく触れればよかったところですが、お時間もありますので、そのようなところで説明は以上とさせていただきますと思います。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいま資料1-1、1-2、1-3について御説明いただきましたが、今の御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

○委員 御説明ありがとうございました。また、とても分かりやすい体系に整理いただいて、ありがとうございます。

2点お伝えさせていただければと思います。

1つ目が、基本目標Ⅰの「性別にとらわれないライフデザイン実現の推進」に関して、今、多様な働き方の支援といったものは②の中にあると思います。また、ライフデザイン実現のキーワードとして、働き方ももちろん多様性は重要と思いますが、そもそものキャリア形成という、もう少し働き方というところだけではなくて、長期的なスパンで見たときのキャリアの形成というところも、ライフデザインを考える上で非常に重要なキーワードなのかなと思っておりましたので、ぜひ、キャリア形成というところも織り込むことを御検討いただけたらと思っております。

それから、もう1点は、これまでの部会でも御説明はあったかもしれないですが、同じく基本目標Ⅰの3の「女性の活躍推進と就労に向けた支援」で、①で「地域や防災分野における女性の参画」とあるかと思いますが、第二次プランのときには分野を限定せずに、むしろ女性が少ない分野へという形で広く捉えて、女性の参画というふうにされていたかと思ひまして、もちろん、特に地域や防災というところが少なかったというのは、これまでの資料でも拝見していましたが、そこにだけ限定するのか、もう少し広く網をかけておくのかというところは、過去に伺っていたら恐縮ですが、また御検討というか、趣旨を教えてくださいましたらと思っております。

○会長 2点。仕事以外のキャリアに関連することはどうか。2番目。防災以外の女性の少ない分野に関する参画促進はあるかということに関して。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。

まず、②の「性別にとらわれないライフデザイン実現の推進」におけるキャリア形成は大事な視点だと思いますので、検討させていただきたいと思います。今、④のところでは若年層へのキャリア教育も、若いうちからキャリアについて考えることが重要になってくるかと思ひますので、ここと併せて検討していきたいと思ひます。

続いて、3の「女性の活躍推進と就労に向けた支援」の①の地域や防災分野について。もともとのところは、もう少し幅広くというところがあったかと思うので、地域や防災分野に限らず、女性の進出が課題になっているところについては、もう少し分析を進めて、タイトルは検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。今の御質問。

キャリアという言葉が何を意味するかということ、市民の方も分かりやすいような形での言葉の選択をお願いいたします。仕事も大事ですけれども、そのほかの人生の一般のキャリアですね。何を意味するか。そういうことをどういう言葉で表現するか、またいろいろ考えるところがあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。お願いいたします。

○委員 今につながる話ですが、性別だけでなく、年齢に捉われないというような表現を追加するのはいかがでしょうか。子育て家庭は割と、子どもの学びとか価値観によって親や大人もアップデートされますけれども、そうじゃない場合は、なかなか価値観とかライフスタイルの刷新とか、教育について触れる機会がないので、むしろ年齢を重ねた人のほうがアップデートの機会は難しいですし、若年層だけでなく、あらゆる年代であったり、ミドル以降の人でも必要だと思うので、年齢というのも入れるのはどうかという提案でした。

○会長 今の点はお答えになりますか。いかがでしょうか。

○事務局 一緒に検討していきます。

○会長 そうしましたら、御質問はほかにありましたね。また御一緒に質問、御意見をいただいで結構です。

○委員 御説明ありがとうございます。

修正案4の2で、性別にとらわれないライフデザインの実現の推進の⑤「事業者への働きかけと支援」と、3の「家事、育児、介護等のケアをともに」の⑥の「事業者への働きかけと支援」。ここは事業者への働きかけが同じ項目が並んでいるのですが、これはそれぞれ違う事業者と考えていいのでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。内容が違うから、事業者に対する働きかけの中身が違うので、そう書いたのでしょうか。

○事務局 3のグレーになっている「家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援」というのは2に統合するような形で考えています。もともと3にあった「家事、育児、介護等のケア」というのは、2の①のところに含まれるものと、今、調整しているところです。2の⑤にある事業者というのは、基本的には2と、もともとあった3で同じ事業者を指しております。区内の事業者という意味で同じ事業者を指して、性別にとらわれないライフデザインということで、従業員に向けた働き方などの周知啓発ですとか、あとは、今回の調査でも見えてきたのですが、男性が育児休業を取りにくいとか、そういう調

査結果もあったので、やはりこちらについては事業者への働きかけが重要になってくるかと思うので、⑤に集約するような形で書いております。

○会長 よろしいですか。今の答えで、もうちょっと御質問あったらいかがでしょうか。

○委員 区民として同じ文言が並んでいるので、ちょっと分かりにくいなというのを感じたので、もう少し分かりやすくしていただくとありがたいです。

○会長 どうもありがとうございました。

性別だけでなく、年齢についても固定的なキャリアみたいなものが社会にあって、それがとても皆さんのライフデザインを難しくしているということが御指摘の中にあると思うのですが、働き方に関しても、もうこの年齢だったらこういう働き方しか認めないとか、事業者の中ではいろいろ固定観念もあるかと思imasので、それらのものも含めて、それぞれの御希望に合うような働き方なりキャリア形成ができるような、何かそういう社会にしていけたらいいなとは思っております。そういうふうな働きかけ方ができればいいなと思っております。

○副会長 世田谷区のプランとして、私は、多文化共生プランにジェンダー平等の視点をできるだけ取り入れて、あと、この男女共同参画プランには多文化共生の視点をできるだけ取り入れていただきたいなと思っております。

その上で2つの質問ですが、まず、現行の第二次男女共同参画プランに多文化共生の視点、あるいは言及があるのかどうか。2つ目には、今つくっている第三次プランはどうかということをお聞きしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

まず最初に、現行の後期計画の中では、ずばりこれというものはなく、男女共同参画と多文化共生推進審議会で検討していく形にしているので、これというものがなく、今、新しいプランの中でも、そこの視点は事務局の中でもあまりないよねという話はしていたので、どう位置づけるかとか、位置づけ方というのは難しいなと思っているところもあるので、また御意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

○生活文化政策部長 これは私からも職員のほうに指示しておりまして、同じ条例の中で全く課の違う部会ができていくケースは少ないという状況がございます。このほかの中では、環境なんかだと清掃・リサイクル部と環境分野というふうになっているケースが一般的でございます。

それぞれ部会の先生方、区民委員の方は両方に入っておりますけれども、中で

お互いにクロスしてくる部分が必ず出てくるのですが書き過ぎた場合、余計に分かりにくくなることもあり、その辺どうやって整理しようかということで、今、職員にも考えるように言ってございます。

ですから、必要なことは、もしかしたら多文化のほうで多文化のプランも、この後また考えています。その中で、もっとしっかりこの部分について相互の立場を反映できるようなご意見を皆さんからいただけたらなと思ってございます。

ただ、それぞれ認識はしているのですがでは、どうやって相互に考え方を表現していこうかというところが課題と認識しております。

○会長 考えてはいるけれどもなかなか難しい。でも、指示はしているという。

○副会長 もちろん、書き出したら切りないということはあるので、そこまでそれを求めるつもりは毛頭ないのですが、少なくとも、この世田谷区の男女共同参画プランで、例えば言及している女性の中には外国人区民も入っているということは、何らかの形で分かるようにしていただきたいなということで、何か具体的な施策とか事業を入れるというよりは、視点を入れるということは必要ではないかと思っています。

まだ、私、今日これを初めて見ているので、具体的に、では、どこにどういう書きぶりがいいのかということまで具体的な提案はできませんが、でも、少なくとも、やはり世田谷区として、こうした審議会で議論してつくっているプランなので、多文化共生の視点は、ぜひどこかに入れていただきたいと思っております。

○会長 御意見いただきました。皆様の中で、ここの中にうまく書き入れたらいいんじゃないかといった御意見、ございますか。

今、大体、男女共同参画なりジェンダー平等を読みますと、インターセクショナルリティーといって、女性と言われている、あるいは男性と言われている、性的マイノリティーと言われているような人々の中にも、障害のある人とない人とか、年取った人と年取っていない人とか、地方の人と首都圏の人とか、外国の人と日本の文化の人と、いろんな人がいるんだよという。それとの関わりで多様性があるんだよということを考えなさいというのは、本当にどこでも書いてあるんですね。

○委員 今のお話とも少し関連するかもしれませんが、今の、例えば国籍とかの多様性をどこに入れるかについて言うと、例えば、この基本目標Ⅲとということと、あと、私が聞いたかったのは、基本目標Ⅲの「お互いの多様性や違いを理解し、尊重し合える社会の構築」というのが、ちょっと何か曖昧で分かりにくいなと思って、この文言が。「お互い

の多様性や違いを理解し」というのが、すっと入ってこなくて、例えば多様性というのは、人の多様性もより一般的な話で、この「違いを理解し」が、お互いの違いとかなら分かりますが、例えば、人の多様性とお互いの違いを理解して尊重し合う社会の構築みたいな感じで、少しここの文章が長過ぎて、タイトルとして長過ぎて曖昧さがあるので、もう少し検討したほうがいいかなと思うのと、多様性という話だと、先ほどの多文化のこともここに入れることはできそうだし、一番親和的かなと感じました。

○会長 どうもありがとうございました。

今の点でもほかのことでも結構ですが、お答えありましたら。あるいは、御意見ありましたらお願いいたします。検討課題であるということが1つ確認されたかと思います。

○副会長 私もカテゴリーの中で言うと、この基本目標Ⅲが一番座りがいいのかなと思ったんですけども、あるいは、もしそれも難しければ、多分何かプランって最初に総論的な書きぶりがありますよね。そこに一言、多文化共生の視点も大事だということが入っていればいいかなと思いました。

○事務局 ありがとうございます。

今回、新たに全体の基本目標に係る部分として、推進の方向性でジェンダー主流化というのを位置づけることにしたので、この中に男性、女性、性的マイノリティーなどと書いていますけれども、もしかしたら国籍とか、そういったところのニュアンスも入れられるのかなと思うのと、あと、もし何か具体的な事業を位置づけるとしたら、お二人の委員がおっしゃるとおり、基本目標Ⅲのところになってくるのかなと思いますので、ちょっとそこは精査かなと思います。

○会長 どうもありがとうございました。全体に入れるプラス具体的なところでは、当たりのところに入れられる可能性があるのではというお答えでした。

○委員 私は全然違うところですが、現行プランのひとり親家庭への云々というところを全部カットしてというお話でしたが、確かに福祉的な視点でほかがやっているのではというのは、ありかなとは思いますが、男女共同参画の視点で考えたときに、シングルマザーの問題は、背景に性暴力もありますし、あと、シングルマザーの貧困問題というのも、ジェンダーの問題が背景にあると思うので、文言として入れるかどうかは、なかなか難しいのかなとか思いながら見ていたのですが、視点として、やっぱり落とさないでいただきたいな。まだまだ大きな課題があるかなと思いますし、男女共同参画プランの中でそれが入っていないというのは、ちょっとどうなのかなという感じがするので、どこかでその視点を

落とさないで入れていただくことを検討していただけるといいかなと思いました。

○会長 シングルマザーのお話もありました。シングルファーザーも、また独自の課題を抱えていますので、それは性別役割分担を前提とした家族の中で当然そういうことが、シングルだといろいろな問題を抱えちゃうんですね。今の家族がね。ということもあって、その辺は大事ではないかという御指摘ではないかと思います。

○事務局 項目としては削りますが、もちろん6のDVとか7の困難女性支援の中にも、その要素としては含まれてきますので。あとは、この下にひもづけて位置づける事業ですね。具体的な事業の中では、もちろん入ってくるものになるかなと考えております。

○委員 実は、今の観点のところでもあったので追加させていただきますが、まさに今回、困難な問題を抱える女性というところに包摂されているのかなと思いつつ、やっぱりひとり親家庭というところの言葉が見えないというところって、テーマとして物すごく重層的なところではあるので、本当に言葉として見えなくなっていくんだらうか。ちょっと時期早尚なんじゃないのかなみたいなところは、ぜひ皆様の意見をいただきながら、ここは議論を尽くす必要があるのかなというふうには思ったところです。

あとは、もう少し全体のところに戻って、世田谷版ジェンダー主流化って、すごいいいかなと思って、これを主体に置いているのって何かすごいすてきなかなと思いながら、わくわくしながら見ていますし、前回よりも圧倒的に整理がきれいだかなと思っていて、ありがとうございます。そういった中で、特にLGBTQ分野で、多様な性に関する若年層への周知も力を入れていただけるのは、すごくうれしいかなと思っているので、ありがとうございますというところです。

追加いただけるとうれしいなというポイントにおいては、11の今の①が「就労・災害時等における性的マイノリティへの支援」になっているんですけども、既に世田谷って地域保健医療福祉総合計画にも入れていただいているので、そこで医療福祉就労災害時みたいな形で、医療福祉も言葉として入れていただけるといいかなと思います。この背景には、LGBTQの4割に精神障害があり、50%が生活困窮をしているので、やはり福祉との兼ね合いがすごく、インターセクショナルリティー性がどうしても高いので、ここは福祉、医療を書き足していただけるといいかなと思いました。

あとは、そもそも、このタイトルを性的マイノリティーへの支援の充実にするのかというのも非常に議論のポイントで、元来であれば、性的マイノリティーと性的指向及び性自認等により困難を抱えている人への支援の充実とかが包摂的なんですけれども、ちょっと

長いというときに、性的マイノリティーだけに限定するのか、SOGIの言葉を入れるのかというのは、タイトルに入れるのか、本文に入れるのかというところなのかなと思います。

あと、あらゆる分野における配慮の取組の推進は、ジェンダー主流化に含めるよと書いていただいている、なるほどと思いつつ、すみません、そもそも性的マイノリティーのあらゆる分野における配慮の取組の推進って、何が入っている項目だったんですって。

○事務局 ありがとうございます。

ここはもともと新たに位置づけたいと思っていた項目でして、委員の話でも、限定した分野じゃなくて、施策においては性的マイノリティーの方々の視点というのは、どの分野でも必要だよねというお話があったので、前は12へ、施策として位置づけていたのですが、施策とかのレベルではなくて、むしろもっと大きい枠組みでの話になってくるのかなと思ったので、今回は推進体制の方向性にその考え方を含めることにしたので、ここはもともと事業を位置づけていたというよりは、入れようかなと思っていたところになります。

○委員 ありがとうございます。

では、インターセクトする分野が取りこぼされないように、あらゆる分野という言葉を入れたということで、それが一番上の推進のところに入ったということで、よく分かりました。ありがとうございます。

そのときに、インターセクショナルリティーのことを、ずっとここはやっている中で、すごい難しいなと思うのが、あらゆる分野で取りこぼさないというのは本当に大事なんですけども、あらゆる分野ってどんな分野というのを書き示さないと、結局取りこぼされちゃうみたいなのところがあるので、これをどこまで書き砕くかみたいなのところも議論の余地があるなというふうに思いながら思っておりました。

以上です。ありがとうございます。

○会長 本質的困難みたいなもの感じ……。あらゆる分野ですが、あらゆる分野と書かないと、どんどん忘れられてしまうところもある。そのとおりだと思います。あらゆる人々に対して、それぞれインターセクショナルリティーのいろんな多様性があるから、それを取りこぼしちゃいけないと言いながら、書いておかないと忘れられちゃうといったところも本当なんですね。計画はすっきり分かりやすく、でも、やっぱり具体的なことはしっかり書いてあるみたいな、そんな無理な要求をしてしまっているような気がします、お

願います。両方とも。

いかがでしょう。ほかにいかがですか。どなたでも結構ですが、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。そうしましたら、時間が過ぎていることもありますので、先に行かせていただきます。

次に、協議事項(2)に進ませていただきます。協議事項(2)はジェンダー統計の取得・活用に向けた検討についてでございます。このことについて事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 右上に資料2と振ってございます、ジェンダー統計の取得・活用に向けた検討についてという資料で御説明させていただきます。

1、主旨のところですが、こちらは、世田谷区は今、全体として性別情報の取得や~~とか~~活用について今後どう考えていくかという検討を始めておりますので、このことについて御意見いただければというところで、まず、庁内の現在、いろいろな統計情報とか、何とか調査とかというのがありますが、これについて、今、現状把握をして調査を実施しましたので、まずはこの調査結果をお知らせするとともに、御意見をいただければと思っております。

2、背景・経緯のところですが、区民に記載、提出を求める各種書類の性別欄につきましては、全国的な動向も踏まえまして、多様な性へ配慮するために平成15年度、全庁的に性別欄について必要なければ削除する方向でというところで見直しを行ってきました。一方で、こちらは削除したことによって性別に着目した基礎資料が不足しまして、客観的な根拠に基づく現状把握が困難になってきたというところも1つ課題としてございます。EBPMの観点から言い換えると証拠に基づく政策立案、こういった観点から課題となってきたところがございます。

こうした状況を受けまして、国においても専門の検討会を設置して、ジェンダー統計の観点に基づく性別欄の考え方について検討を進めているところですが、区におきましても統一した性別欄の在り方について検討を行いたいというところが背景としてございます。

参考まで国の動向を下に書いてございますが、第5次の基本計画、や国においてワーキンググループも実施してきているところではあるんですけども、やはりこの中でも、統計情報については必要な部分は収集していきましようというところと同時に、多様な性についてはしっかりと配慮した上で、検討を行っていきましようということがうたわれてお

ります。

3は庁内調査概要で、世田谷区の統計データ、ホームページに公表しているものですか、調査研究といった分野。こういったところの中で、当課から指定する人の動態に関する統計情報、調査研究等について調査を約170行ってまいりました。先にその結果について触れてから検討内容を御説明したいと思います。資料2枚目、別紙の調査結果概要、で御説明させていただきますと、一番上、性別情報収集の有無というところで、約170の統計の中で、性別情報がありというところが約4割、なしというのが約6割という結果になりました。②です。性別情報の収集をしているうち、男女以外の選択肢を設けているかどうかというところを見ていきますと、男、女、もう1つ何か選択肢があるかどうかというところですが、なしという、男女だけというところが58%ということで、私どもの想定より少し多めでして、まだまだ、男女だけで取っている調査が多いのかなというところが現状です。

こういった性別情報を収集しているという全体の約4割のうち、③、では、今後、性別情報を公表していただけますかという問いに対しては、多くのところが、84%ぐらいが今後公表することはできますよというところで回答をいただいています。これが不可、難しいというところもあるんですけども、これは内容を見ると、やむを得ないのかなというところがありまして、例えばエイズの相談件数ですとか、そういったセンシティブな話でしたりとか、統計上まだしっかりできるような形態になっていなかったりとかいうところで、15%ほどが不可になっております。

続きまして、④、性別情報の収集がなしというところ、約6割の結果の中で、性別情報を何で収集していないんですかというところが⑤のところですか。収集しない理由としては、一番多いのは、ほとんどのところが業務上必要ないというところで87%、または多様性への配慮ということで約6%。多様性への配慮というところも、言ってみれば、業務上必要なければ多様性に配慮をして性別欄を削除していいですよという方向性だったので、要は業務上必要ないと考えているのとほぼイコールというところで、ほとんどの所管が業務上必要ないと答えているというところが結果として分かりました。

確かに、目の前の業務遂行上の上では必要ないということが言えるかもしれないんですけども、その施策が全体としてどうなのかと。性別による偏りがあるのかとか、意識に差が出ているのかとか、そういったところで次の事業を展開していたり、新たな施策を考える上では、簡単に業務上必要ないというところではないのかなというふうに考えてお

ります。

そういった性別情報を収集していない約6割のうち、今後、性別情報収集の可否について⑥で尋ねているんですけれども、可というところが2割ぐらいですが、不可というところが約8割いるというところで、これも1つ課題かなというところで考えております。

なぜ収集できないかという理由については、⑦のところ少し記載しておりますけれども、業務上必要ないというところが多いのと、元データに記載がないというところが一番多いんですけれども、これはもともとのデータが国であったりとか、警視庁であったりとか、そういったデータに基づいて統計をつくっているところでデータがないというところ。これはちょっと致し方ない部分ですが、こういった理由ですとか、あと、そもそも書類に性別欄を設けていませんよというところも2割ちょっとあるところが現状でした。

最後に、⑧、男女以外の選択肢は、ありとしているところも4割ぐらいはありますが、こういった選択肢を設けているかというところの結果ですが、一番多いのが、やはりその他という回答になっておりまして、約75%のところはその他。ほかに選択肢としては答えたくないとか、無回答とか、分からないとか、あとは最初から括弧欄にして自由記述にしているところもございました。

1枚目の裏面に戻っていただいて、4の検討内容についてですが、ここでと御意見をいただきたいところなんです。今、調査結果の概要を簡単に説明しましたけれども、この4の(1)、現状、性別情報を収集していない統計等に関して、多くが業務上必要ないといったような回答ではありましたが、今後、合理的根拠に基づく性差に着目した施策立案の観点によりまして、性別情報取得と活用の必要性に関する働きかけを行っていきたいと考えている中で、委員それぞれの視点ですとか立場から、性別情報を取得することについての必要性や活用方法等について御意見をいただき、今後、庁内において方向性を示す上で、ぜひ参考とさせていただければなと思っているところが(1)です。

(2)につきましては、そういった項目を設ける際に男、女とだけではなくて、もう1つ選択肢を、1つでなくてもいいんですけれども、2つでもいいんですけれども、そういった選択肢欄をどうつくっていくかというのは課題になってくると思うので、これじゃなきゃいけないというわけではないと思うんですけれども、世田谷区としては基本、ベースとして、こういった聞き方をするといいんじゃないかというところについて御意見いただければと思います。

我々も、これは何がいいのかというのはなかなか難しいので、1つ、案としてここに幾

つかお示しをさせていただきました。例えば①は男、女、その他の性自認とか、②男、女、1、2に当てはまらない性自認ですとか。こういったところで幾つかお示しさせていただいたんですけども、これにかかわらず、こういったところに配慮が必要なのかとか、こういったことをすると後で集計に困るよとか、そういったいろいろな御意見をいただければなというところが2点目になります。

我々の調査も、大体その他というふうにくくってきてはいますが、やはりいろいろな調査の結果を見ると、その他だけで選択肢を設けてしまうことについては疎外感が感じられるとか、そういった御意見もあるところもありましたので、1つ、その他の性自認という選択肢を書かせていただきました。

最後に、今後のスケジュールですが、こちらの検討を踏まえまして、また年明けまして1月の男女共同参画推進部会にて検討させていただければなと思っております。我々からまた案をお示しして検討を進めまして、2月に審議会にて方向性の報告をさせていただき、3月に庁内に向けて方向性を周知していきたいと思っております。

私からの説明は以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問と御意見なんですが、検討事項というのでいただいておりますので、まず報告に対する質問からお受けして、その後、検討事項に対する御意見などをいただきたいと思えます。御報告に対する質問はございますでしょうか。

○委員 ありがとうございます。EBPMは非常に重要だと思うので、重要な観点だなと思えます。

今回、性別欄について挙げていただいておりますが、これは基礎項目、例えば年代とか、ほかの項目も全部に付与するというふうに決めるんでしょうかというところ。そうじゃない場合は、なぜ性別だけ今回議論に上がっているんでしょうかというところが1点目。

2点目においては、基本、全てのものに性別欄を戻すという考えになるのか。何に入れて何に入れないのかという根拠づくりをするということなのか。そこについても教えてください。

○人権・男女共同参画課長 まず1点目の、年代とか、そういったところも入れていくのかどうかというところについては、今回については、やはり性別情報が欠けていて、その情報がなかなか統計上出てこないというところが課題感として区の中で持っているので、この点、少し絞った内容ではあるんですけども、こちらを検討していただきたいなとい

うところでは。

2点目について、もう一度よろしいですか。

○委員 全部に性別欄を載せるのか。何に載せて何に載せないのかというところのボーダーラインというか。

○事務局 おっしゃるとおりで、必ず全部つけましょうということではなくて、こういう調査であったりとか書類であれば必要じゃないかというところもお示ししたいと思っているので、なかなか線引きは難しいと思うんですけども、そこも含めて御意見をいただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

○委員 御報告ありがとうございました。

説明を聞き逃していたら恐縮なんですけど、別紙でつけていただいている庁内調査結果概要の⑦の今後の性別情報の「収集」が「不可」の理由というところで、3点目に書類に性別欄を設けていないというのがあると思うんですけども、これは、ごめんなさい、今後収集することができるような調査なのか否かというものを聞いているのかなと思っていて、書類に性別欄を設けていないことが理由で収集できないというのが少し分からなかったもので、どういうことか御説明いただけたらありがたいです。

○生活文化政策部長 私のほうから。

世田谷区が非常に全国の自治体に先んじて、この性別欄、多分全部に入っていたんじゃないかなと思います。それを外してきた経緯がございます。当時、書類の中に性別欄があったものも、時代の中で削って、今なくなっているのも、もし復活させるのであれば、そういうところにまた性別欄を設けておかないと、取れなくなってしまうということですね。いろんな申請書類とかも全部取っちゃっているのも、昔はあったけれども、この中で外してきてしまった。だから、今、性別に基づくデータが取れなくなっているというのが課題であり、先ほど言ったように、あらゆるジェンダー主流化の考え方に基づく、今の状況だと女性、男性のニーズが取れなくなっている現状があるわけですね。

ここにあるのが、今、書類に性別欄がないから、設けていないからだよというようなことになっているので、必要とあれば、これまた書式等を変えていかなきゃいけないことになろうかと思えます。

○会長 よろしいでしょうか。

配慮した結果、削除している部分があるんだけど、例えば貧困に伴う何か申請を行うときに性別は不要だ。確かにそうかもしれませんが、ジェンダー統計があれば、どちらのほうに例えば保有の貧困などの問題があるのかなどの分析もできるわけですよ。今なので、そういうことができないということが起きてきているので、必要なものについては公表するかどうかは別として、データとしては収集しておいたほうがいいという考え方が徐々に出てきている。

私の記憶では、去年、困難女性の話をやったときに、なぜ女性だけという御意見がかなり皆さんから、区役所の方から出たんですが、お話ししていくと、やっぱり女性だから困っているということがあるんですね。例えば住居などで女性は家賃が高いというふうな。高い家賃を望む女性が多いというような御意見があったんですが、安全面みたいなところで男女差がやはりあるんですね。どういう住居を必要とすると。それらのことが、例えば住居費みたいなものの男女差みたいなことに関わる可能性があり、そういうことを全く考えずに施策をやっていくと、住むところがなくなっちゃうとか、非常に生活困難に陥るとか、そういうことが起きてきたりして、いろいろなところでジェンダーのベースみたいな、エビデンスベースで政策を考えるときに、ジェンダーによる偏り、生活上の問題の偏りみたいなこともあるかもしれない。でも、データがなければ、かもしれない、推測、分析できないというあたりで、どうするかということになっているんだと思うんですが、他方で性別欄というのを比較すると、やはり申請するときに非常に気になる人もいらっしゃるんですね。あと、人に見られるのは嫌だとか、いろいろなことがあるかもしれない。そのあたりの兼ね合いをきっと、その基にある問題意識でこういう調査をなさっているのではないかと推測します。

○事務局 そのあたりの御説明を割愛してしまった部分もあったので、いろいろ御質問いただきました。今、会長のほうから御教示いただいたところで、昨年度の困難女性の基本指針をつくる時、法的には男女平等ではあるけれども、やっぱりまだまだ平等ではない実態があるけれども、それを具体的なデータですとか根拠を示した上で、改善提案をしていかないと説得力もないですし、ふわっとして不平等だと言っているだけでも説得力がないので、そのあたりのデータを取っていくべきじゃないかという意見がありました。会長がおっしゃったように住居ですとか、あと、都市計画なんかでも、やはり成人男性を基に設計されているところがありますので、女性の視点から見ると都市計画なども、では、どうなんだろうというところもあると思います。実は、隠れているけれどもデフォルトが男性

になっていて、それが当たり前だと思って、だけれども、女性ですとか性的マイノリティーの方々にとって不便な暮らし、設計、制度設計、都市計画も含めて、そういうことがあるのではないかと。よく言われるのはトイレです。トイレは男性、女性平等だから同様に作るけれども、女性がいろいろな面で時間がかかるので、長蛇の列になる。だから女性のトイレはちょっと多めにしようとか、そういうことだと思いますが、いろいろ難しい問題もあるとは思いますが、やはりデータを取っていきいたいという思いから、今回、男女別の男女とそのほか、どういうふうな形で取っているのか。また、そうすることで男女以外の性的マイノリティーの方の課題のデータも取れるというふうに思っております。

どういうカテゴリーで行うのか、そのあたりも含めて皆様の御意見をいただけたらありがたいなと思っております。今日はあまりお時間がないですし、今回初めてですので、お気づきになった時点で別途メール等でご意見をいただけたらありがたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。非常に重要な議論だなと思っております。

性別欄があるのがいけないということは全く思っていないで、不要なところに性別欄がある必要がないというところは、これまでもこれからも変わらないという議論なのかなと思っていて、何に必要で何が不要なのかというところの線引きを明確にするということが今回求められていることなのかなと思います。逆に、それがないと、また不必要に全てに戻ってしまう。世田谷がやっぱりここにおいて非常に、その線引きを明確にするとよいなと思うのが、逆に世田谷がそれを明確にしないまま、いろいろなところに性別情報を戻しますとなると、ほかの自治体が多分それについて、そういうふうになっていくと、これまでの10年ぐらいでいろいろな性別欄、不要なところが撤廃されてきたものが全て戻っていく社会状況になるんだろうなと思ったときに、どういったロジックで何に載せて、それはどういった性別なのかというところを明確にすることが、今回の目指すべきところなのかなと思います。

そういったときに、多分ヒアリングすべきところだと思うのが、LGBT法連合会さんが2022年の内閣府のジェンダー統計のことが議題に上がったときも、かなり細やかに御発言をされているので、法連合会さんと、あとは何か工夫がまさに、こういった調査項目のときに、どういった性別欄とか性別情報を聞くかというような調査研究を令和6年度に出されているんですけれども、その中のワーキングで受診されているのが、早稲田大学のSOGI研究所の釜野先生なんですね。なので、釜野先生とかにも聞いていただきながら、

いろんな事例を集めていただくのがよいかというふうに改めて思いました。

○会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、質問がありますが、そのほか質問も含め、検討内容ということで、今、(1)にかなり入りながら御議論をいただいたと思いますけれども、また(2)も含めまして性別欄、選択肢は何かいいかということについて、今、御意見ありましたらお願いいたします。

これは、また部会では質疑することができそうですが、多文化共生の部会ではなかなか、それ以外の仕事がたくさんありますので、御意見を出させていただくのは難しいかもしれないので、その点を踏まえて御意見を今いただいたほうがいい場合もあると思いますので、お願いいたします。いかがでしょうか。

これはなかなか難しい議論なんですよ。いかがでしょう。選択肢として、これはどうかという。その他ではあまりよくないとか、こういう選択肢がいいんじゃないかなとか、御意見ございませんか。

○副会長 質問になりますが、この資料に、国でも検討が進んでいるということなんですが、国で何かガイドラインとか、それがこれから出る予定なのか。そうだとすれば、それはいつ頃なのかお聞きしたいです。

○事務局 ありがとうございます。

国の検討も結論が出ていないのが現状でして、ワーキンググループでも検討はあって、例えば参考になるような、では、こういうときは取ろう、こういうときは要らないよねというようなフローチャートとかを示した資料とかはあるので、非常に参考になるなどは思っているんですけども、では、性別欄、男女と、もう1つはどうするかということについては、結局結論が出なかったところなんです。

諸外国では調査によって項目を変えることから、一から検討してこういう項目に、では、この調査はしようとか、そういった細かい議論を重ねてできてきているようなところもあったりして、では、日本ではこうだというのは、なかなか難しいよねというようなところが結論なので、正しい結論が何かというのは難しいかと思いますが、やはりベースとして、こういう取り方をしていきたいよねというところを、世田谷区の中では方向性として考えていきたいなと思っています。

○会長 委員の御意見もございましたが、世田谷がどのような形でこの問題に対して、取りあえずのでも結構ですが、方向で結論を出しているかということは、他の自治体のいろ

いろな調査にも影響を与える可能性があるという御意見がございましたので、その辺も踏まえてよろしく御検討、また、あるいは我々のほうも質疑応答を重ねていきたい、質疑をしていきたいと思います。

いかがでしょう。よろしいですか。よろしければ、時間が大変押しておりますので、早速もう1つの話に行きたいと思います。

それでは、協議事項(3)に移ります。協議事項(3)は「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」の実施についてでございます。このことについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 私からは、令和8年度「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」の実施について御説明をさせていただきます。

右肩にある資料3-1、こちらを御覧いただきたく存じます。

1、主旨でございますが、令和6年3月に策定をいたしました、現在の世田谷区第二次多文化共生プランは、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間としております。令和10年度より開始する次期プランの改定に当たっては、区内在住の外国人の標準的な生活状況並びに区に対しての満足度及びニーズを量的調査により明らかにする必要があります。つきましては、プラン改定に向けての基礎資料とすることを目的とし、令和8年度に世田谷区における外国人区民の意識実態調査を実施する予定となっております。

2ですが、「意識・実態調査」の概要を御覧ください。調査地域でございますが、世田谷区全域を調査区域といたしまして、世田谷、北沢、玉川、砧、烏山の5地域に分類をいたします。次に、調査対象でございますが、令和8年4月1日時点で世田谷区内に在住する15歳以上の外国籍区民を対象とし、標本数は2000人とします。標本抽出方法ですが、層化二段無作為抽出法といたしまして、調査期間につきましては、令和8年6月2日から6月30日までの4週間を調査期間として実施する予定となっております。続きまして、調査項目でございますが、こちらは資料3-2を基に後ほど簡単に御説明させていただきたいと思います。集計方法でございますが、単純集計及びクロス集計を用いて集計をいたします。次に、対応言語でございますが、調査票の作成に当たっては、ルビつきのやさしい日本語のほか、英語、中国語、こちらは簡体字と繁体字です。あと、韓国語の調査票を作成しまして、調査対象者1人に対して日本語版調査票と外国語版調査票を1部ずつ送付いたします。同封する外国語版調査票につきましては、中国または台湾の方には中国語、韓国または朝鮮の方には韓国語、それ以外の国籍の方には英語版を送付する予定となっております。

ます。また、調査票表紙に2次元コードを設けまして、こちらに記載してあります、資料3-1に記載してございます言語のウェブ回答フォームにアクセスできるようにしたいと考えております。

続きまして、裏面を御覧いただきまして、3「ヒアリング調査」の概要を御覧ください。こちらは4年前と同様に、今回も意識実態調査と併せてヒアリング調査を実施したいと考えております。調査対象でございますが、意識実態調査と同様に、令和8年4月1日現在、世田谷区内に在住する15歳以上の外国籍区民を対象とするとともに、「特定技能制度における地域の共生施策に関する連携」における協力機関に所属する在住外国人の方も対象といたします。標本数は30人プラスアルファ程度といたしまして、標本抽出方法としまして、意識実態調査票の送付時にヒアリング調査参加希望票を同封いたしまして、参加を希望する方に同票を返送していただく形を考えております。希望者多数の場合は、国籍や在留資格等を考慮して抽出する予定としております。調査方法でございますが、対面での個別インタビューを行いたいと考えております。インタビュアーは区職員が行いまして、参加者が話せる言語に応じて通訳者を手配いたします。調査期間につきましては令和8年8月頃を予定しておりまして、ヒアリング会場は区内公共施設を予定しております。調査項目につきましては、意識実態調査の回答から特に聞いてみたい項目を中心に質問をいたします。具体的には①ことばについて、②日常生活について、③行政サービスについて、④せたがや国際交流センターについて、⑤交流活動について、⑥その他というふうに考えております。

スケジュールでございますが、意識実態調査につきましては、この後お示しする調査項目（案）について皆様から御意見いただいた後、調査票（案）を固めまして、来年1月下旬に予定している第3回の多文化共生部会を経まして、来年2月中旬に予定している第3回の本審議会で御確認をいただきたいと考えております。その後、3月中旬に調査票を確定させ、6月中に調査を行い、11月上旬までに報告書を作成する見込みとなっております。

資料3-1の概要は、駆け足ですが説明は以上としまして、続いて質問項目一覧について簡単に御説明いたします。

資料3-2を御覧ください。質問項目でございますが、前回の調査時と同様に、項目を6つに分類をしております。項目ごとに設問を設定しておりますが、経年調査を基本としつつ、この間の社会情勢や議会からの質問等を反映した設問も新たに設定をしております。

す。その他、前回と同じ質問でも回答内容を変更している設問もございます。

こちらの質問項目につきましては、先日開催されました第2回多文化共生推進部会において、委員の方から様々な御意見をいただいております。その委員の方の御意見、幾つか今回御紹介させていただければと思います。

まず、項目1のF6でございますが、こちらの選択肢、1から7全てこちらで選択し、内容を網羅しているの、その他の選択肢は不要ではないかといった御意見ですとか、調査対象者の中には特別永住者の方も抽出されるのですが、これらの方々は日本語を母語とする方が多いというところで、質問項目によっては不快に感じる方もいるかもしれないというところで、調査票にあらかじめ注意書き、外国人の方全般に関するアンケート調査なんですよという文言を記載したほうがよいのではないかといったことですか、あと、問12の選択肢9でございますが、外国人であることを理由に仲間外れにされたというような選択肢を考えておりましたが、限定的過ぎるのではないか。例えば外国人に関する偏見や差別的言動を受けたなどとしたほうが、そういった選択肢にしたほうがよいのではないかといった御意見ですとか、あとは、問17でございますが、ここで言うメディアですが、こちらがマスメディアなのか、ソーシャルメディアを指しているのかが分からない。マスメディア、ソーシャルメディアには全部、発信内容が違ったりするといったものもありますが、例えばメディアで一くくりにするのであれば、(テレビや新聞、SNS等)といったふうに一まとめにしたほうが分かりやすいのではないかですとか、問29でございますが、「区では、多文化共生に関する支援や」というふうにしておりますが、外国人住民に対する支援としたほうがよいのではないかですとか、あと、問32の交流活動についてのところですが、選択肢に防災訓練、防犯活動とあるのですが、ただ、したことがある、ないというような意味合いのものではなく、もっと積極的に参加してもらうためにどのようなことを望んでいるのかを聞いてほしい。委員の方からそういった御意見がありました。

本日は、男女共同参画推進部会に所属されている委員の方々を中心に、限られた時間ではあるんですが、御意見いただければありがたいと考えております。

最後に、項目1、F1の性別についての選択肢でございますが、こちらにつきましては、先ほどの協議事項(2)で行った、たった今行っていた検討のところ、検討を委員の皆様にしていただく最中というところでございますので、今のところ、こちらの選択肢は男性、女性、その他というところを置いていますが、こちらの選択肢案が確定次第、こちらの場合、本アンケート調査の選択肢にも同様の選択肢を反映させていただいた

いと考えております。

また、参考に資料3-3もございますが、こちらは令和4年度に実施したアンケート調査と今回の調査の案の比較表となっておりますので、こちらも併せて御確認、御覧いただければと考えております。

駆け足となりましたが、説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○委員 御説明ありがとうございました。

単純な質問で、もう少し補足で教えていただきたいことなのですが、資料3-1の裏面の3の「ヒアリング調査」の概要の一番上の調査対象で、「特定技能制度における地域の共生施策に関する連携」における協力機関に所属する在住外国人含む」と、わざわざ強調してあるところは、30名程度ヒアリング対象にする中で、特定技能実習生の方を必ず含めるとか、そこにフォーカスするとか、何かそういう意味合いがあるのでしょうか。教えていただければと思います。

○事務局 御質問ありがとうございます。

今回、4年前もヒアリング調査時に、外国人のアンケートに答えていただく方で参加希望の方にヒアリング調査に応じていただいたんですが、今回それも同様にやるんですけれども、さらにアンケート調査に回答していただく方とは別に、特定技能制度のこちらの連携の協力機関の承諾いただいている外国人の方、事業者に属する外国人の方にも、ちょっと聞いてみようと考えております。

というのが、今年の4月1日に入管庁から、特定技能制度で働いている外国人の方々にも、地域の行事とかイベントとか、いろいろな様々なことに協力をしてもらおうという趣旨の通知が出されておまして、せっかくそういった機会をいただいているものですから、事業者のほうで、うちの事業所は協力しますよというふうな確認書。今、300社ぐらいいただいておりますので、その中から幾つかの事業者さんに依頼して、そこで働いていらっしゃる特定技能の外国人の方にも、せっかくですから、こういった機会を生かしましてヒアリングに応じていただければなということで、30人プラス特定技能の方、何人かにも、せっかくの機会ですので聞いてみたいなということで、ここで書かせていただいております。

○会長 もしそうであれば、このところで、さきの調査対象のところに、別にやっ

ることも書いておいていただいたほうが分かりやすいかと思しますので、報告書のときはよろしくその点お願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

○委員 御説明ありがとうございます。

資料3-2ですが、例えばF3からF8で、その他という項目がありますが、ちょっと細かいことを言って申し訳ありませんが、括弧が欲しいなと思いました。というのは、下の項目などは、その他のところに必ず括弧があるので、多分これを書きたい人というのは、その他のところに丸したら、ちょっと何か書きたいと思ったので、すみません、細かいことで申し訳ありませんが、括弧を入れていただくと助かります。

○会長 今のところ、その他というのは、単にその他を丸をつけるというところと、その他の後に括弧があって、自分なりにその他のところに書き加えられるという、2つの形になっているけれども、これはみんな括弧をつけたほうがいいんじゃないかという御意見ですね。

○事務局 御質問ありがとうございます。

すみません。括弧が確かに書いていないんですが、実際はウェブ回答フォームで回答をしていただくときは、その他を選択した方は自由記述で記載できるような形になっておりますので、こちらの体裁は括弧をつけるということで、分かりやすく表現を改めたいと思います。ありがとうございます。

○会長 括弧をつけるのが基本だということでもよろしいですね。そこではそうじゃないけれども、そうなっていると。

○事務局 はい。そのとおりです。

○会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

特に多文化共生の部会のほうでは、もう既に検討されているということなので、男女共同参画の部会の方々、この機会がこのくらいしかないので、御質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。御意見等があったら後でまた御連絡するということでもよろしいでしょうか。

それでは、今あったらお願いしますが、なければ気がついたときにでも結構でございます。よろしくお願いいたします。

時間が大体迫ってきましたので、次の項目に進ませていただきます。

次は報告事項に移らせていただきます。報告事項は「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の集計結果（速報値）についてでございます。このことについて事務局から報告の御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 御説明させていただきます。

こちらは速報版ということで、現在、クロス集計ですとか分析中でございますので、そこを主として御報告させていただきたいと思っております。

まず、1ページでございますが、調査の目的、調査の内容、調査の設計については御覧のとおりとなっております。4の2ページ目、めくっていただきまして2ページ目。ここの回収結果ですが、こちらは有効回収数、19.1%というところで、前回の16.2%から約3%上昇したところでございます。送付の封筒の表に2次元コードをつけたりですとか、あと、目立つ色の封筒をお送りした。そういったところが功を奏したのかなというところで、3%ですが上昇しているといった結果でございます。

3ページ目でございます。こちらにも経年調査を基本としておりますので、ほとんどの項目は経年の調査になりますが、問6、問7、問8、認定制度の認知・取得状況、女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異を公表しているか、生理休暇の取得率、こういったところを新しく入れた新設の項目でございます。

お時間も限られておりますので、このあたりですとか、職場のハラスメントについてですとか、多様性についてというところで、大きい数字の変動があったところについて、雑駁ですが御報告させていただきます。

まず、4ページ目を御覧ください。こちらは事業所の概要になっておりまして、事業所の性格ですとか労働組合の有無、常用労働者数、こちらは、ほぼ数字の変動はあまりなく、ただ、一方で5ページ目の④になります。常用労働者に占める女性比率。こちらについてはゼロから20%未満が32.1%となっております。これは令和2年度は15.3%だったんですね。なので約15%上昇しているといった結果が出ています。また、一方で、60%以上の数値に関しましては、33.2%が今回の調査だったんですが、前回は46%というところで、13%の減になっています。分析をしてみないと分からないところはあるんですが、常用労働者数に占める女性比率は減少傾向にあるところが少し見えているのかなと思っております。

少し飛びまして、26ページを御覧ください。こちらはハラスメントについてのところで

ございます。問25は、要はパワハラについての義務づけを御存じですかという認知度を求める設問なんですけれども、こちらは予想どおりというのがありますが、前回57.9%から、「法律も内容も知っている」が73.5%と大分上昇しているなという所感がございます。

そして付問26-1ですね。問26で1、2と回答された事業者についてお答えくださいということで、今回カスタマーハラスメントですとかケアハラスメントを新しく選択肢に入れまして、こちらの回答もあったというところが新しいところがございます。やはり知名度というか、認知度からパワハラ、セクハラというのが大きいんですが、こうしたカスタマーハラスメントとかケアハラというものも存在するということが浮き彫りになったのかなと思っております。

続きまして、問27のハラスメントが起きたときに対応が困難と感じることは何ですかというところですが、これは相変わらず、やはりどこまでがカスタハラ、ハラスメントに該当するか線引きが難しい。また、先頭の質問になりますが事実確認が難しい、こういったところが1位、2位というところは変わらずでございました。

問28になりますが、ハラスメントを防止するためのどのような取組を行っておりますかというところで、これは幾つか、就業規則にハラスメントを明記ですとか、ポスター、リーフレットの掲示ですとか、何問か質問は続くんですが、これは軒並み実施しているというのが5%から10%の幅で上がっているといった結果になってございます。

続きまして、またページを飛ばしていただいて、30ページを御覧ください。多様性の尊重についてでございます。問29の条例については、ほぼ変化はございませんでした。問30、こちらです、これは5年に1回の調査ですので、前は令和4年に実施、取組を開始したパートナーシップ、ファミリーシップのファミリーシップは含まないで聞いた間でございます。今回はファミリーシップの宣誓も含めて聞いています。こうした状況の中で、内容を知っているという数値は16.6%。これは26.5%から約10%落ちてはいるんですが、逆に、名前は聞いたことがあるが内容は知らないという数値は、33.5%だったものが40.1%に伸びているといった結果もございますので、ファミリーシップ宣誓という文言を入れても、その認知度は、「内容を知っている」と「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」を含めれば変わっていない状況が見受けられました。

問31の①から⑩。こちら、職場において性的マイノリティーの配慮としてどのような取組をしていますかというところなんですけど、こちらを実施しているところが、先ほどの

ハラスメント同様、内容を知っているですとか実施をしている、または実施しているが検討中であるというものが、すべからく上昇傾向にある。これも大体5%から10%ぐらいの数値で上がっている現状が見受けられました。

今後また引き続き分析、クロス集計等を進めてまいります、現状での報告は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明について御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいですか。忙しかったけれども、もしありましたら、また御質問等お願いいたします。

最後に今後の予定に進ませさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 皆様、たくさん御意見ありがとうございました。

今後の審議会、部会につきましては、次第の一番下のほうの四角の黒いダイヤのところを御覧いただけますでしょうか。

御覧のとおり、来年の男女共同参画推進部会は、今年度はちょっと多くて第4回目ということで、来年1月下旬から2月上旬頃、また、本審議会の第3回は2月中旬頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 よろしいでしょうか。今後の予定、御確認ください。

御質問ございませんか。

よろしければ、本日の予定案件はこれで全て終了いたしました。全体を通じて御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、私からは終わりということで、事務局にお返しいたします。

○事務局 本日も案件の多い中、どうもありがとうございました。

最後に、お配りしております資料、先ほど冒頭に御紹介させていただきましたが、それぞれ御覧いただければありがたく存じます。

あわせて、今回のパートナーシップ宣誓10周年では、にじニャンというキャラクターも誕生いたしまして、このステッカーもお配りしておりますので、ぜひかわいがっていただければありがたいです。

それから、また今回もいろいろ、たくさんの案件の中、駆け足で参りましたし、机上配付だけにさせていただいた資料もたくさんございました。その中で、もし御不明な点ですとかありましたら、御意見いただけるようでしたら、またお手元に意見集約票もお配りさせていただきますので、またそれに御記入いただく、もしくはじかにメールでいた

だいても結構ですし、できれば11月14日ぐらいまでに事務局へいただけると大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

こちらで審議会の本会のほうは閉会をさせていただきます。

午後 3 時58分閉会